

労働基準関係法令違反に係る公表事案

沖縄労働局

最終更新日 令和5年9月12日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
宮良木工所	沖縄県石垣市	R4.10.3	労働安全衛生法第98条	使用停止命令を受けた木材加工用丸のご盤について、必要な安全措置を講じないまま労働者に使用させたもの	R4.10.3送検
武松組(株)	沖縄県石垣市	R5.2.2	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R5.2.2送検
琉球物流(株)	沖縄県那覇市	R5.3.10	安衛法第20条 安衛則第151条の7	フォークリフトと接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R5.3.10送検
(有)大武産業	沖縄県中頭郡西原町	R5.3.16	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R5.3.16送検
アートデンキ	沖縄県那覇市	R5.3.22	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2m以上の箇所で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止を講じることなく、労働者に作業を行わせたもの	R5.3.22送検
(株)協栄生コン	沖縄県宮古島市	R5.7.5	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R5.7.5送検
平良港運(株)	沖縄県宮古島市	R5.8.7	安衛法第20条 安衛則第151条の7	フォークリフトと接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたもの	R5.8.7送検